

令和5年分の 確定申告が始まります



確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を自分自身で正しく計算し、申告して納税する制度です。

自分は申告が必要かどうか確認し、必要な方はお早めに準備をしてください。

申告期間

2月16日(金)～3月15日(金)
(還付申告は、2月15日(木)以前でも相談及び申告書の受付を行っております。)

※確定申告でe-taxをご利用いただくことで、会場に来庁せず、自宅から申告するようができます。積極的なe-taxの利用に協力をお願いします。

※申告期間中、ご用件も口中に申告ができない方は、事前予約の上、夜間に受付いたしますので、問い合わせ先までご連絡ください。
(最終日の受付は、いたしません。)

受付会場

網走税務署または小清水町役場窓口(町民生活課税務係)

※混雑状況により、待ち時間を長く要するご用件も予想されます。書類を1回お預かりし、改めて足を運んでいただく形での対応をさせていただく場合もありますので、混雑緩和のご理解・ご協力をお願いいたします。

確定申告が必要な方

- ① 事業所得・不動産所得・譲渡所得などがある方
- ② 外交員、集金人、検針員の方
- ③ 給与による収入金額が20万円を超える方
- ④ 給与を1か所から受けていて、各種所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

確定申告で税金が還付される場合があります

- ① 多額の医療費(総所得金額が20万円以上の場合には10万円以上)を支払った場合
- ② 住宅ローンを利用して、マイホームを取得(新築、増改築)した方
- ③ 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方・・・など

公的年金等の収入がある方の税申告について

公的年金等の収入金額が40万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の方は確定申告が不要となります。(還付を受ける方は、申告が必要です。)

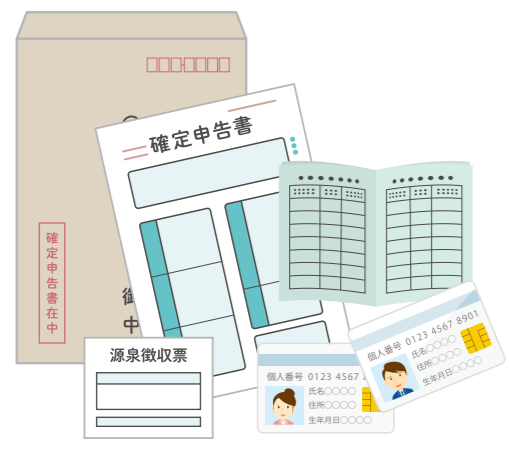
町道民税申告について

所得税の確定申告は不要でも、次の要件に該当する方は町道民税申告をお願いします。

- ① 給与収入または年金収入以外の所得がある場合
- ② 扶養控除・社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除などを追加する場合

申告に必要なもの

- ① 源泉徴収票(給与・年金など)
 - ② 生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書
 - ③ 医療費通知書・医療費の明細書
 - ④ 還付申告の方は金融機関の口座情報
 - ⑤ 税務署から申告書が送付された方はその申告書
 - ⑥ 本人確認書類(免許証等の写し)
 - ⑦ マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、住民票、通知カード)
- ※マイナンバーカードをお持ちの方は本人確認書類と兼ねることがあります。



青色申告について

役場受付の確定申告では、青色申告決算書等のデータをe-taxで送信する際には、きかないため、65万円の青色申告特別控除を受けられません。

役場からのごお願い

～医療費控除に使う領収書は整理してお持ちください～
例年、医療費控除については、領収書の整理や職員による控除額の計算に時間を要し、申告者皆様の待ち時間が長くなっています。役場で医療費控除の申告をされる方は、医療費通知書、もしくは医療費控除の明細書をご自宅で作成してお持ちください。(明細書は役場に備え付けてください。)

国税電子申告・納税システム(e-tax)の利用について

e-taxは、インターネットに接続しているパソコン・スマートフォンがあれば、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができ、確定申告期間中24時間いつでも利用が可能です。

e-taxには、以下の方法があります。

新型コロナウイルス感染症に関する給付金等について

新型コロナウイルス感染症対策事業による給付金等は、事業所得等の課税所得となるものがありますので申告の際は、ご留意願います。

課税	・小規模事業者持続化補助金(国)等
----	-------------------

非課税	・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国)等
-----	----------------------------------

※右記は一例となります。詳細につきましては国税庁のホームページをご確認ください。

お問い合わせ先 網走税務署 役場町民生活課税務係

☎ 0152(43)2181
☎ (62)4479(直通)